

日本歯科医学会  
第77回評議員会 議事録

平成19年1月19日（金）

## 日本歯科医学会第77回評議員会議事録

- 日 時 平成19年1月19日(金)  
午後2時開会、同5時18分閉会
- 場 所 東京都千代田区九段北四丁目1番20号  
新歯科医師会館 大会議室
- 出席者 評議員 歯科基礎医学会 山口 朗 外54名  
役 員 学会会長 江藤一洋 外26名

### ○会議の成立

○議長(伊藤公一君) 大変お待たせいたしました。評議員の先生方、お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。これより氏名点呼を行います。事務局、点呼をお願いします。

[事務局氏名点呼]

○事務局 ご報告いたします。評議員総数55名中、出席評議員55名、欠席評議員なし、以上でございます。

○議長(伊藤公一君) ただいま事務局より報告されたとおり、評議員総数55名中、出席評議員数55名、欠席評議員なしでございます。したがって、日本歯科医学会規則第18条により本評議員会は成立いたしました。ただいまより第77回評議員会を開催いたします。

なお、本日予備評議員の方々のご出席されておられます。12番山口評議員、45番古屋評議員、47番船越評議員、以上の方々でございますが、事前に通知があり、事務手続きが済みしておりますことをご報告申し上げます。

また本日はカメラクルーが議場に入っております。これは本評議員会の会議運営の様様を日本歯科医学会専用ホームページに公開するために撮影をお願いしているものですので、ご了承願います。

### ○開会の辞

○議長(伊藤公一君) それでは、日程に従いまして、開会の辞を黒崎副会長にお願いいたします。

○黒崎副会長 平成18年度第2回目の定例評議員会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。評議員の先生方には新しい年を迎えられ、公私ともに大変ご多忙のところ、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日の評議員会はすでにお手元に資料をお届けしておりますように、日本歯科医学会の規則の一部改正、認定分科会承認基準の制定、平成19年度の事業計画、ならび

に 19 年度の学会関係の収支予算、これらの案件についてご審議をいただくことになっております。また途中で本学会最高の顕彰でございます、平成 18 年度日本歯科医学会会長賞の授与式を執り行いたいと考えております。

評議員の先生方におかれましては、円滑に議事が進められますよう、ご協力をお願いしているところですが、どうぞ慎重な審議をお願いしたいと思います。それではこれまでよりやや長丁場になるかもしれませんが、ご協力をよろしく申し上げます。それではここから評議員会を開会させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

## ○議事録署名人の指名

○議長（伊藤公一君） 日程に従いますと、議事録署名人の指名ですが、いかが取り計らいましょうか。

（「議長一任」の声あり）

○議長（伊藤公一君） ただいま議長一任の声がございましたので、議長より指名させていただきます。28 番小谷評議員、48 番志賀評議員を議事録署名人としてご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

## ○物故会員に対する黙祷

○議長（伊藤公一君） 続きまして、日程の 3 に従い、物故されました会員の方々に對し弔意を表し黙祷を捧げたいと存じます。ご起立願います。それではご冥福をお祈りし、黙祷を捧げます。黙祷。

ありがとうございました。ご着席ください。

## ○挨拶

○議長（伊藤公一君） 続きまして日程 4. 挨拶に入ります。江藤会長、ご挨拶をお願いします。

○江藤会長 本日は 1 年間の総決算でございます。当初、私が申し上げましたことは歯科医学会の定款にございますように、本学会の目的は歯科医療のために歯科医学を發展させていくということであったと思います。もちろんその後、歯科医師会に向けての学会の活動だけが学会の活動ではない、学術活動が学会の本来の仕事ではないかといったご批判もいただいております。

しかし歯科界が未曾有の困難といえますか、歯科界の中で考えているよりも困難の度合いが非常にきついという認識でおります。こういった状況では歯科界、われわれは学会にありますが、学会の存立基盤、本来あるべき方向に向かって、もう一度基本に立ち返って、この学会を盛り上げていこう。そういった考えから、これはまず歯科

界の再生に向けて学会が役に立ちたい。いわば存立基盤を強化して、それから次なる発展基盤にもっていききたいといった趣旨でございます。

学会における研究活動は大学における研究活動、教育活動などはすべて歯科界という基盤の上に成り立つことでございます。そういったことで、しばらくの間はまず歯科界の再生に向けて、学会もその方向で力を尽くしていきたいといった趣旨であるということを、あらためてここで申し上げて、先生方のご支援をお願いしたいと思いません。よろしく願いいたします。以上でございます。(拍手)

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。次に日本歯科医師会会長大久保満男先生にご挨拶をいただきたいと存じます。大久保会長、ご挨拶をお願いいたします。

○大久保日本歯科医師会会長 ご紹介賜りました日本歯科医師会会長の久保でございます。明けましておめでとうでございます。昨年は大変お世話になりました。本年も何卒よろしくお願い申し上げたいと思えます。本日、日本歯科医学会第77回の評議員会が開催され、全国各地からお集まりいただきました先生方、誠にご苦勞様ございました。日本歯科医師会を代表して、心からお喜び申し上げたいと存じます。

この4月から私ども執行部は学会とともに、同じ時期に立ち上がりました。大変厳しい環境の中で、歯科保健医療の日本の中における位置付けをどのように発信していくのか。そのことに全力を掲げてまいりました。私はかねてから診療報酬というのは、実は点数の奪い合いではなく、報酬ですから仕事の評価がどのように点数に跳ね返るのかということが最大の課題だと思っています。歯科の医療費が2兆5000億円から増えないというのは、経済的な問題ももちろんですが、それ以上に歯科医療の価値が、日本の国の中で、このような位置付けでいいのかという思いで頑張っただけでございます。

そのために日本歯科医師会は的確な政策をしっかりと打ち出さなければならない。しかしその的確な政策を打ち出すためには、強靱な論理が必要です。そしてその論理を支えるのは、私は学会のEBM、あるいは学問的な根拠であろうと思っただけでございます。学会との連携を以前にも増して強めていく必要があるという考えに立って、江藤学会長をはじめ、学会の執行部の先生方、あるいは専門家の先生方とともに今日まで歩いてきたつもりでございます。

昨年の暮に近かったころ、大変印象的なことがありました。それは今回の医療制度改革の中で最も大きな改革のひとつである後期高齢者の医療制度を別立てにすることです。歯科医療は高齢者にとって大事であるということ当然のことですが、ご承知のように、後期高齢者の医療制度を別立てにするのは入院の医療費をどれだけ減らすことができるかということが実は大きな課題である。そうなりますと、歯科医療は実はその中からはずされてしまう可能性、危険性を強く感じておりました。

いろいろなところに働きかけ、後期高齢者の特別部会に歯科医療をヒヤリングしてもいいという話になりました。私どもとしてはそれに大変熱心に取り組んでいる米山

先生、日本歯科医師会の会員にお願いして、プレゼンテーションしてもらおうことになりました。米山先生は長崎の角町先生や、山梨の花形先生とともにプレゼンテーションのための資料をつくりましたが、それを学会の先生方にどうしても見てほしいということになりました。

江藤先生にお願いをして、各専門分科会の代表の先生方、確か6名か7名と記憶していますが、皆さんもおいでいただき、夜でしたが、この日本歯科医師会の部屋の中でぎりぎりの最後までプレゼンテーションのための内容についての精査をしていただきました。学会からは「この用語の使い方はおかしい」とか、あるいは歯科医師会から「臨床の場では、こういうふうにしたい」とか、大変率直な意見が出て、たぶん3時間ぐらいにわたって続けられました。そして最終的にできあがったものをパワーポイントにして、米山先生が特別部会で発表しました。その夜、私もその会に出ていましたが、これがいまの日本歯科医師会と学会との関係を象徴する、非常に嬉しい時間を体験したと思っています。

そうは申しましても、いま申し上げましたように大変厳しい経済環境と、さらに医療の中で歯科医療をどのように位置付けるか、この厳しい環境の中で、私どもは大変大きな苦労を強いられております。しかしながら私は日本の歯科医療というものが、まだまだ国民にとって十分に理解されていない。そしてそれが理解されれば、もっと歯科医療の価値は高まるということを確認しております。これからも何卒よろしくお願いを申し上げたいと思います。

私は考えが頭の中で止まりますと、ときどき『論語』を開いてばらばらと読む癖があります。「論語読みの論語知らず」という言葉がありますように、どこまで理解をしているかは定かではありませんが、その中で私の好きな言葉の一つに、「友と一緒に学ぶことは難しいけれど、徳の道と一緒に進むことはなお難しい」という言葉があります。徳の道と一緒に進むことができても、その徳の道の上にしっかりと立脚することは、さらに難しい。そしてそこに立脚することができても、現実的な政策を決定することはなお難しいという言葉があります。つまりこれは一緒に学ぶことの難しさ、さらに学ぶことを実践することの難しさ、しかも学んだことを現実に生かしていくことの難しさで、たぶん孔子はこれをあの時代に説いたのだと思っています。

私は日本歯科医師会と学会がともに学び合う関係で、それが日本の歯科医療の政策という現実の場にどのように生かされていくのか。そのことを先生方と一緒に考えながら、これからも進んでまいりたいと思います。何卒、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○議長（伊藤公一君） ありがとうございました。続きまして第21回日本歯科医学会総会会頭でいらっしゃいます大塚吉兵衛先生にご挨拶をお願いいたします。

○大塚第21回日本歯科医学会総会会頭 ご紹介いただきました大塚でございます。

21回総会を担当することになりまして、現在着々と準備を進めることになっておりますが、今日の資料にも22ページから24ページまで資料が揃えてございます。いま江藤会長、あるいは大久保歯科医師会長のお話がありましたように、日本の歯科界のためになるようなということも十分総会で盛り上げていきたいということで、一つは何か国民にアピールできるようなということで、学会でシンボルマークや基となるテーマなどについて考えて、だいたい見えてきたところです。

これからいよいよ具体化していくところですが、詳細については、あとで松村事務局長のほうからご報告させていただくようになろうかと思っております。また医学会の先生方には、これから具体化していくにあたりまして、ご協力をお願いするところがございますので、いよいよ4月以降に具体化のことはスタートさせていただきますので、今後ともご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。こういう時間をいただきまして、大変ありがとうございました。(拍手)

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

## ○来賓挨拶

○議長（伊藤公一君） 続きまして日程の5. 来賓挨拶に移りたいと存じます。それでは日本学術会議会員を代表し、渡邊誠先生にご挨拶をお願いします。よろしく願いいたします。

○渡邊日本学術会議会員 ただいまご紹介にあずかりました渡邊でございます。本日、第77回評議員会にご招待いただきまして大変ありがとうございました。日本歯科医学会会長先生、歯科医師会の先生方に御礼を申し上げたいと思います。日本学術会議は前回の評議員会のときにも申し上げましたように、歯科領域からは私、それから鶴見大学の瀬戸先生、さらに大阪大学の米田先生の3人で受け持っています。前回は、その下に学術会議会員の中に連携会員をつくるという話を申し上げました。現時点で50名弱の連携会員を各分野から募ることができました。それをまずご報告したいと思います。

学術会議の活動そのものに関しては、大事なところには各分科会のほうに投げ込んでいますし、さらには日本学術会議のホームページに掲載されていますので、ぜひそれを参考にしていただきたい。中でも歯学分野のことについて簡単に報告しますと、先ほどの連携会員が50名弱決定したことが第1点です。第2点は、歯学分野の中に分科会が三つあります。一つは臨床系歯学分科会、それから基礎系歯学分科会、病態系歯学分科会で、大きなものはこの三つです。そのほかにいくつか、タバコ等の問題などがありますが、大きくはその三つで動いています。それから教育のことを立ち上げることができまして、教育分科会ということで四つになりまして、プラスアルファというかたちになります。

この連携会員 50 名弱の先生方に、それぞれ四つの分科会のどこに所属するかというのを問い合わせ、各分科会における連携会員をすべて張り付けることができました。それと同時に各分科会の副委員長で、臨床系歯学の委員長を私が仰せつかっていますし、基礎系歯学の委員長は米田先生が仰せつかっています。さらには病態系の委員長については瀬戸先生で、私学教育に関しては私が仰せつかっております。それぞれ学術会議会員が委員長の位置につき、そのほかに副委員長、幹事にそれぞれ 2 名が張り付いています。学術会議の歯学分野に関して言うなら、この組織がようやくできあがったということになります。

いま各分科会の先生方に学術会議の活動課題を募集しているところです。もう一つは活動方針で、どういった方法で活動するかということを決めようと思っています。ようやく活動課題が出揃ったところで、来週の月曜日に委員会を開き、実際に動きつつあるということです。いま歯学分野に関してはそのようなことになっています。

そもそも学術会議の基本的な目標は、歯科医学あるいは歯科医療に関する学問の知識を国民にいかに普及、流布するかということで、それが一つの課題です。さらにはもう一つは、学問の動向を定めていくということです。そういったものを通して国に対して提言をしていくということになろうかと思うのですが、そういったことをやるためには日本学術会議ではやれるものではありません。

この歯学医学の本体である日本歯科医学会等々のお力添えがなければやっていけないと考えておりますので、今後ともご協力、ご支援のほどをよろしくお願いしたいということを申し上げて、ご挨拶に代えたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

## ○平成 18 年度日本歯科医学会会長賞授賞式

○議長（伊藤公一君） それでは日程 6、平成 18 年度日本歯科医学会会長賞授賞式を執り行いたいと存じます。これより設営をいたしますので、しばらくの間、お待ちください。事務局、よろしく願いいたします。

(設営)

○議長（伊藤公一君） 設営が終了しましたので、執行部黒崎副会長、以降よろしく願いいたします。

○黒崎副会長 それではただいまから平成 18 年度日本歯科医学会会長賞授賞式を執り行います。受賞者の皆様方が会場に入場されますので、どうぞ盛大な拍手でお迎えいただきたいと思います。どうぞ。(拍手)

それでは本日この賞を受賞されます先生方のご功績について、住友総務理事より功績発表を行います。

○住友総務理事 ただいまから平成 18 年度日本歯科医学会会長賞受賞者のご功績を  
発表させていただきます。日本歯科医学会会長賞授賞基準第 3 条の一号、歯科医学医  
術の研究に成果を収め、歯科医学医療の向上に特に顕著な貢献があったと認められる  
者に該当いたします受賞者は小澤英浩先生、金子讓先生でございます。

続きまして同授賞基準第 3 条の二号、歯科医学教育に 30 年以上従事し、その向上  
に特に著しい功績があったと認められる者に該当します受賞者は大山喬史先生、西野  
瑞穂先生、加藤有三先生でございます。続きまして同授賞基準第 3 条の三号、地域歯  
科医療に 30 年以上従事し、地域において指導的な役割を担い、地域社会の歯科保健  
衛生の向上に著しい功労があったと認められる者に該当します受賞者は谷口威夫先生  
でございます。

平成 18 年度日本歯科医学会会長賞の受賞者は以上の 6 名の先生方でございます。  
すでに評議員の先生方におかれましては、この授賞ならびに会長賞制定の趣旨はご存  
じのことと存じますので、早速授賞者決定に至りますまでの経緯について簡単にご報  
告申し上げます。

本学会では日本歯科医学会会長賞授賞基準に基づき、専門分科会代表者、歯科大学  
学長、大学歯学部長ならびに日本歯科医師会会長よりご推挙いただきました候補者に  
ついて、本学会顕彰審議会において慎重審議を重ね、その答申を受け、第 8 回常任理  
事会ならびに第 4 回理事会において、厳正なる協議のうえ授賞者を決定いたしました。  
授賞者の功績概要についてはお手元の資料にございますが、各先生方のご功績につい  
て、ここでは簡単にご紹介させていただきたいと存じます。

小澤英浩先生ですが、現在松本歯科大学大学院歯学独立研究科長でいらっしゃいま  
す。小澤先生は先見の明と広い視野に立った洞察力をもって、学術研究に情熱を注が  
れ、歯科基礎医学分野だけでなく、歯科保存、歯周病、矯正といった歯科医学臨床分  
野にも及ぶ歯科医学の発展に貢献されました。本学会においても各種委員会委員を歴  
任されるなど、会務の健全な運営に協力されました。

続きまして金子讓先生ですが、現在東京歯科大学学長でいらっしゃいます。金子先  
生はわが国の歯科麻酔学の黎明期から研究活動に取り組み、今日の歯科麻酔学の体  
系づくりに数多くの実績を残されております。また歯科麻酔と医科麻酔との良好な関  
係構築に尽力され、歯科医師の医科研修における二つのガイドライン作成は、医科・  
行政での歯科麻酔学の認知に足跡を残されました。

本学会においては、長期にわたり、副会長、総務理事、常任理事、評議員等の要職  
を歴任され、会務の健全な運営に尽力されました。

続きまして大山喬史先生は、東京医科歯科大学名誉教授でいらっしゃいます。先生  
は幅広い分野の学会活動ならびに社会活動を通し、歯科医学教育の向上に尽力されま  
した。教育課程においては、技能評価、シミュレーション教育、パーシャルデンチャ

一教育などにおいて顕著な功績を残されました。

また国際的にも対マレーシア、ラオス、韓国等で多くの教育講演を実施され、さらに各国の歯科医師・歯学部学生の交換滞在に積極的に働きかけ、アジアの歯科医学教育の向上発展にも多大な貢献をされました。本学会においても常任理事として活躍され、会務の健全な運営に尽力されました。

西野瑞穂先生は徳島大学名誉教授でいらっしゃいます。西野先生は徳島大学にて、歯科医学教育ならびに研究者の指導・臨床に従事され、多くの優秀な人材を育成されました。さらに先生は中華人民共和国南通医学院および南通市地域の歯科医師へ、さらに先生は中華人民共和国の、この場所において小児歯科医療の講義ならびに実習も指導され、海外における歯科医学教育に大きな貢献をされております。本学会においても評議員として活躍され、会務の健全な運営に協力されました。

加藤有三先生は長崎大学名誉教授でいらっしゃいます。先生は長年にわたり、歯科薬理学の教育に精進されるとともに、優れた研究業績と幅広い学識をもって歯科医学教育の向上に尽力されました。研究活動においては「骨代謝と細胞内タンパク質分解酵素に関する研究」に力を注がれ、歯科医学医療の進歩発展に多大な功績を残されました。

また本学会においても、理事、評議員、各種委員会委員等を歴任し、会務の健全な運営に尽力されました。

最後に谷口威夫先生ですが、37年の長きにわたり、地域歯科保健医療に献身的に従事し、地域住民の健康増進に多大な貢献をされました。地域保健医療の普及・啓発は常に住民を中心に考えられ、昼夜を問わず歯科診療に力を注がれるお姿は多くの人々から共感と厚い信頼を得ておられます。

さらに日本歯科医師会生涯研修セミナー等、県下および全国各地で研修、講演活動を行われ、臨床医として歯周病研究の実績を基に歯科医療の向上に貢献されておられます。以上、授賞者の功績発表といたします。

○黒崎副会長 それではここで授賞者の皆様方に江藤会長よりお祝いの言葉を申し上げます。

○江藤会長 本日の評議員会におきまして歯科医学会会長賞授賞の、小澤先生、金子先生、大山先生、西野先生、加藤先生、谷口先生の6名の先生方ですが、誠におめでとうございます。すでに先生方ご承知のように、この6名の先生方はいわば20世紀の後半、ほぼ四半世紀にわたり歯科医学のリーダーであるとともに、歯科医学のいわば時代を画した先生方でございます。

この先生方のおかげをもちまして、歯科医学が格段の進歩をしてきたと、われわれは考えております。この6人の先生方のご功績によって、20世紀から21世紀にわたって歯科医学が長足の進歩をしてきたと考えております。会を代表して、あらためて厚く御礼を申し上げるとともに感謝を申し上げます。

先生方はまだお若い先生方がいらっしゃいますが、今後ともわれわれ後輩をご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが祝辞とさせていただきます。本日はおめでとうございました。(拍手)

○黒崎副会長 これより顕彰状ならびに副賞の贈呈を行います。それでは初めに小澤英浩先生、どうぞ前へお進みください。

〔江藤会長より顕彰状並びに副賞贈呈〕 (拍手)

○黒崎副会長 金子譲先生、どうぞ前へお進みください。

〔江藤会長より顕彰状並びに副賞贈呈〕 (拍手)

○黒崎副会長 大山喬史先生、前へどうぞ。

〔江藤会長より顕彰状並びに副賞贈呈〕 (拍手)

○黒崎副会長 西野瑞穂先生、どうぞ。

〔江藤会長より顕彰状並びに副賞贈呈〕 (拍手)

○黒崎副会長 加藤有三先生、どうぞ前へ。

〔江藤会長より顕彰状並びに副賞贈呈〕 (拍手)

○黒崎副会長 谷口威夫先生、どうぞ前へ。

〔江藤会長より顕彰状並びに副賞贈呈〕 (拍手)

○黒崎副会長 それでは受賞されました先生方を代表し、小澤英浩先生にご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小澤英浩氏 僭越ではありますが、年の功ということでご指名をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。まずもって、このたびの名誉ある賞を授与されましたことは身に余る光栄であるとともに、特に江藤会長をはじめ、この選考に携わった諸先生方に厚く御礼申します。ありがとうございました。

昨今、歯科界は冬の時代を迎えたとよく言われますし、その認識を持っている先生方が多いと思っておりますが、その寒さに負けて、縮こまり、あるいは閉塞的な渦の中に巻き込まれることがあってはならないと、私は常々考えております。そのためにもまず初心にかえり、われわれがしなければいけないことは何か。これも考えてみますと、よく言われることですが、歯科医学が対国民のために何ができるか。あるいは何をすべきかということが一番初めに問われることではないかと思っております。

そしてそれを進めていきますと、やはりこれも古くから言われていることですが、歯科医療、あるいは歯科医学の価値観の共有を広く社会に求める。そして社会との調和を図ることが、ものごとすべてのスタートではないかと思っております。

これからの歯科医療はいったいどういう方向に向かったらいいか。これも私なりにいろいろ考えてみましたが、従来歯科医療は疾病中心で、その疾病を治療するという役割をずっと果たしてきましたが、近年はそれだけではなく、健康増進のための歯科医療の模索、あるいはクオリティ・オブ・ヘルス、QOHという言葉を使ったほうが

いいのかもしれませんが、QOHの向上のための歯科医学の模索が非常に重要であり、われわれは研究・教育のために、そこを模索していく必要がある。それが明るい歯科界をこれから築いていくきっかけになるのではないかと考えています。

科学の進歩は方法論の進歩にほぼ一致するとよく言われます。歯科医療あるいは歯科医学についてもまったく同様で、特に歯科医療の場合には新しい歯科医療技術の開発が非常に重要な課題であり、それこそブレイクする一つの大きなきっかけになるのではないかと考えています。そのために産学あるいは臨学が共同して、あるいは臨学の結束をもっと強くして、いま申しましたような正しい歯科の道を切り開いていく努力をしなければならないと考えておりますし、日本歯科医学会がその中核の役割を果たすものと固く信じております。

最後になりますが、本日このような名誉ある賞をわれわれは受けましたが、受賞したそれぞれの先生方、私も含めてですが、なお一層今後の歯科界の発展のために、少しでもお役に立つようにと念じております。その気持ちをお汲み取りいただき、簡単ではございますが、謝辞に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○黒崎副会長 小澤先生、ありがとうございました。重ねて受賞された6名の先生方にお祝いを申し上げたいと思います。先生方、今後のますますのご健勝とご活躍を心から祈念申し上げたいと思います。以上をもちまして授賞式を終了とさせていただきます。それでは受賞された先生方が退場されますので、拍手をもってお送りいただきたいと思います。(拍手)

これを持ちまして平成18年度日本歯科医学会会長賞授賞式を終了させていただきます。評議員の先生方にはご協力、ありがとうございました。

○議長(伊藤公一君) 黒崎副会長ありがとうございました。それではただいまより場内整理を行いますので、ここで10分間休憩したいと存じます。いまから10分後ですので、3時5分には会場にお戻りいただきたいと思います。

(休憩)

——午後2時55分休憩——

——同3時5分再開——

## ○報 告

○議長(伊藤公一君) それでは休憩を解き会議を再開いたします。ご着席ください。それでは日程7. 報告に入りたいと存じます。まず一般会務報告を住友総務理事よりお願いいたします。

○住友総務理事 水色の表紙の評議員会資料の1ページから始めさせていただきます。11ページまであります。これは平成18年7月28日から平成19年1月18日までの

会務報告でございます。すべてにわたってご報告申し上げますが、適宜、選んでお話をさせていただきます。まず7月28日（金）に第76回評議員会を開催し、1号、2号、3号議案を審議しました。そしてこれについて可決確定をいたしました。

次のページ、同日というのが一番上に出ていますが、8月21日（土）に、第1回「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における歯科評価総括委員会を開催し、次の事項について協議いたしました。正副委員長の互選、諮問事項ですが、委員長には日本大学歯学部教授の小室先生、副委員長には東邦大学医学部客員講師の高橋先生を選出いたしました。

それから5ページですが、10月23日（月）に第1回歯科衛生士業務に関わる検討会を開催し、次の事項について協議いたしました。この歯科衛生士業務に関わる検討会の内容については後ほど、その他の報告でも詳細について述べさせていただきたいと思っております。座長の互選ですが、座長に東京歯科大学教授の石井先生が選出されました。歯科衛生士業務に関わる検討会の運営、歯科衛生士の業務範囲についてということで協議を行っております。

6ページの上ですが、10月30日（月）に第1回歯科医療機器産業ビジョン作成協議会を開催し、本協議会の運営等について協議いたしました。

7ページに移りますが、11月15日（水）に歯周病の診断と治療のガイドライン改定検討部会を開催し、次の事項について協議をさせていただきました。正・副部会長の互選でございます。部会長には黒崎副会長、副会長には私がそれぞれ選出されました。

次に8ページに移ります。11月27日（月）ですが、有床義歯の調整・指導及びブリッジの適応症と設計並びにリベースのガイドライン改定検討部会を開催し、次の事項について協議いたしました。正・副部会長の互選、部会の運営、診療ガイドラインの改定ですが、部会長に黒崎副会長、副会長に私が選出されました。

次に10ページに飛びますが、12月25日（月）、上から2項目目、国際歯科研究学会日本部会（JADR）役員と本学会役員との懇談会を開催し、両会の位置付けについての意見交換がなされています。

それから下から2番目、平成19年1月13日（土）、先週の土曜日ですが、第23回『歯科医学を中心とした総合的な研究を推進する集い』を開催し、10題の口頭発表およびポスター発表が行われまして、参加者は約100名でございました。以上をもちまして、一般会務報告とさせていただきます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。続きまして第21回日本歯科医学会総会の準備状況報告を松村事務局長よりお願いいたします。

○松村第21回歯科医学会総会事務局長 皆さん、こんにちは。第21回歯科医学会総会の準備状況についてご報告申し上げます。お手元の資料22ページから24ページですが、資料2をご覧ください。準備については、いままで9月8日（金）、11月13

日（月）、12月8日（金）の3回、常任委員会を開催しております。この常任委員会はご覧いただきますとわかりますが、継続の審議が多く、今日ご報告できる内容は12月8日（金）に記載されている内容が主になってまいります。

12月8日、金曜日の○印からご説明申し上げます。19年度予算編成については今日の第5号議案でご審議いただくこととなりますが、こちらについては高木常任理事のほうからお諮りをして、ご承認をいただく予定でございます。

メインテーマは専門分科会、歯科医師会に対して公募させていただき、応募がありました。応募のあった中から常任委員会で投票をいたしまして、いくつか選ばせていただき、それを会頭一任というかたちでテーマの選定を進めてまいりました。

その結果でございますが、24ページの計画概要の2番にありますように、和文のメインテーマが「めざせ！ 健・ロ・美」、副題として「－未来に向けた歯科医療－」と決定させていただきました。このメインテーマにつきましては前のページの趣意書にいくつか言葉がありまして、ちょうど中ほどですが、段落が終わるすぐ上のところに「未来に向けた歯科医療」という言葉がございますように、趣意書の内容に沿ったかたちをとっております。その前のほうの「健（けん）・ロ（こう）・美（び）」と一応こちらでは読んでおりますが、応募のあった中からこのようなテーマが選定されたということでございます。

それから22ページに戻りまして、メインテーマの下、12月8日のところの○の3番目ですが、大会参加資格についてという審議がございました。これについては前回の大会の例を踏襲し、歯科医師会の会員の先生、歯科医学会の分科会の会員の先生は登録無料ということで、21回も予定させていただいております。

それからいま現在審議されてはありますが、認定分科会という分科会が発生してまいります。これにつきましても、認定分科会の会員の先生は登録無料という予定です。現在、研修歯科医が必修化されてはありますが、研修歯科医の先生につきましても登録料をいただく予定にしております。

日本医師会会員、同伴者、一般参加者等につきましても前回と同じような設定でございます。国際セッション等に参加される方に関しては会頭に一任ということで、登録に関しては一任されて扱いを会頭が決めるということでございます。登録については、おそらく葉書等による登録制になろうかと思っておりますので、学会誌、日歯雑誌等を通し、登録いただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして会場使用計画についてでございます。会場使用計画は現在のところ、学術のプログラムにつきましては、もちろんこれから動き出す學術部会のほうの委員会でお決めいただくわけですが、会期が11月14日から11月16日の3日間ということで、まず開会式をいつ行うか、そのあとの会頭招宴をいつ行うか、そのへんに関しては大枠が決定しております。

まず開会式については平成 20 年 11 月 14 日（金）午後 3 時ごろ、あるいは 4 時ごろを開会時刻の目安と考えております。それから会頭招宴会の開催は開会式の終了後、午後 6 時半から午後 7 時ごろの開会を目途といたしまして、計画が行われております。

続きまして学術のプログラム編成の基本方針についてということですが、これについては常任委員会でプログラムの編成の基本方針という検討事項を審議いたしました。その結果、プログラムのテーマに取り上げるものは新しい研究、当該学会内部でその方向性に関してすでにコンセンサスの得られている完成間近い研究、あるいは歯科医学会をリードする研究、こういったテーマを基にしてプログラムを組んでいく予定でございます。

2 番目としては、歯科医学を市民に向けアピールする場とするということを基本方針として挙げました。さらには学術のプログラムの編成は、平成 19 年 11 月まで、すなわち実際の大会のほぼ 1 年前までに完成するように企画・立案の審議を進めるということが決まっております。

続きまして、ヘッドクォーターホテルの指定についてでございます。これについては会場が前回と同様ということですので、使用できるホテルも限定されてまいりました。いま現在、二つのホテル、パンパシフィックホテル横浜、横浜ロイヤルパークホテルが審議に挙がっておりますが、ヘッドクォーターホテルの指定に関しては常任委員会の審議を経まして会頭一任ということで、あとは決定を待つばかりという状況でございます。決定いたしましたら、速やかにご報告を申し上げたいと考えております。

最後ですが、第 27 回日本医学会総会への派遣については、ちょうど本年の 4 月の初旬ですが、大阪で日本医学会総会が開催されます。これについては視察のために役員を派遣するという承認を得ております。23 ページは趣意書、24 ページは計画概要でございます。総会関係のご報告は以上でございます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。

続きまして会計現況報告を高木常任理事よりお願いいたします。

○高木常任理事 それでは会計の現況報告を申し上げます。お手持ちの資料、資料 3、25 ページをお開きください。学会会計収支計算書でございます。平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 11 月 30 日現在の 8 カ月間の会計の現況でございます。

収入の部、主な項目については学会会費収入が 2 億 5898 万円余で、100% 執行しております。また専門分科会分担金収入が 290 万円でございます。これも執行率 100% でございます。広告収入および積立金等の取崩収入はいずれも執行がなく 0 でございます。続きまして雑収入が若干ですが 22 万円余でございます。したがって、当年度の収入の合計は 2 億 6211 万円余となります。それに繰越金が 6596 万円余ございまして、収入の合計は 3 億 2808 万円余となります。執行率 98.2% でございます。

一方、支出の主な項目は会議費に 885 万円余、事務費に 3048 万円余、事業費に 5021

万円余、また日本歯科医学学会学術大会会計に 600 万円を繰り入れております。したがって、当年度の支出合計は 9555 万円余となります。執行率 28.6%でございます。収入総額から支出の合計を引きますと、11 月末現在の収支差額は 2 億 3252 万円余となっていることをご報告いたします。

次きまして 26 ページでございます。第 21 回日本歯科医学学会学術大会会計収支計算書でございます。これも昨年 4 月 1 日から 11 月 30 日現在の 8 カ月間の会計の現況でございますが、収入の部の主な項目は前ページにありました学会会計より繰入金収入が 600 万円でございます。参加登録料収入、寄附金収入、広告協賛金収入はいずれも 0 でございます。雑収入は、355 円です。したがって、当年度収入の合計は 600 万円余となります。執行率 41.2%でございます。

支出の部でございますが、主な項目については大会準備費として 91 万円余、内訳は会議費 85 万円余その他でございます。大会運営費、事後処理費および予備費等はいずれもまだ大会が行われていけませんので執行がございません。よって支出の合計は 91 万円余、執行率 6.3%でございます。収入から支出を引きました 11 月末現在の収支差額は 508 万円余となっております。以上ご報告申し上げます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。それではここで江藤会長より、日本歯科医学学会の基本理念およびその理念に基づいた運営方針がパワーポイントを使用して説明されます。それでは江藤会長、会長報告をよろしく願いいたします。

○江藤会長 会長報告といったものは今回が初めてですが、いま歯科医学学会としてはどういった方向で、何をしていくかをかいつまんで会長報告でご報告させていただくといったことが趣旨でございます。

基本方針としては何度もお挨拶のところでも申し上げましたように日本歯科医学学会は、歯科医学を振興することによって歯科医療を向上し、国民および人類の福祉に貢献することをもって目的とする。学術活動を通して歯科医療の発展に貢献するという趣旨でございますが、先般挨拶でも申し上げましたように、こういった危機的な時期であるといった認識のうえに立って、あらためて歯科医療のために歯科医学といったキーワードを使っているわけでございます。ですからくどいようですが、歯科医師会に向けた活動のみが学会の活動ではないというご批判がありますが、いまは存立基盤の強化に向かって歯科医学学会を進めていくということでございます。

そういった理念に基づきまして、重点計画を挙げております。1 点目が歯科医療への学術的根拠の提供体制の構築です。2 点目は歯科医療技術革新の推進、3 点目が学会機構改革の推進、4 点目は認定医・専門医制度の確立、5 点目が国際交流の推進でございます。重点計画の一つ目の歯科医療への学術的根拠の提供体制の構築ですが、一つは歯科医療協議会でございます。これについては前執行部のときにそういった議論が出ておりました、だいたいの方向性が出ておりますが、あらためてこの目的を掲

げますと学術的根拠に基づき、社会保険医療の在り方を提言し、その診療報酬の適正化を促進する、いわばこれは外保連、内保連とほぼ同じような方向性を持っております。

歯科医療協議会の日程ですが、平成 18 年度については歯周病の診断と治療のガイドライン改定検討部会の設置と改定作業で、先ほどすでにご報告がございました。それから有床義歯の調整・指導及びブリッジの適応症と設計並びにリベースのガイドライン改定検討部会の設置と改定作業で、すでにこれは進んでおります。

それから平成 18 年度中に歯科医療協議会を設置する。順序が逆のように見えますが、こういった部会を立ち上げながら、これは平成 20 年度の診療報酬改定をにらんでの日歯との共同作業でございます。こういった経過を見ながら、最終的には本年の 3 月ぐらいに歯科医療協議会を正式に設置していく。これについては関係官庁も参加をしていただく方向で考えております。

平成 19 年の 1 月～3 月、今月から 3 月にかけては、後期高齢者歯科医療の対応とありますが、4 月以降に後期高齢者歯科医療のいわば診療体制といったものがあらためて議論になってきます。その前にすでに日歯と学会とで関係省庁に働きかけをすでにしている。これも歯科医療協議会の活動の一部としてとらえておまして、こういった活動を見ながら、最終的に設置をしていくといったところでございます。

今年の 1 月から 6 月にかけては、これは平成 20 年度の歯科診療報酬改定に向けて、歯科診療報酬の評価・再評価の希望書への対応は 6 月 30 日が締め切りです。この 6 月 30 日の締め切りまでに平成 18 年度の診療報酬改定のような事態になっては非常に困るということで日歯と学会と密にコンタクトを取りながら、厚労省を入れて対応していくといったところでございます。具体的には、各学会の専門分科会の社保担当の方に集まっていたいただいて、いわば日歯、学会の保険医療体制に対する基本的な姿勢についてご理解をいただいたうえで、各関係専門分科会から評価・再評価の希望書をとりとまとめて提出していただくといった方向でございます。

次に重点計画ですが、一つ目の歯科診療への学術的根拠の提供体制の構築の中の(2) 歯科診療ガイドラインの作成についてです。作成の目的は歯科診療の標準化に資する、それから歯科診療機材・技術の開発・改良に資する、歯科診療報酬の適正化に資するで、これが主な目的かと考えます。

日程としては、平成 18 年度までですが、現在、石井先生が班長になって、歯科分野における診療ガイドライン構築に関する総合的研究ということで厚労科研ですが、進められています。このとりまとめを受けて、平成 19 年度から「歯科診療ガイドライン検討部会が厚生労働省に立ち上がる予定でございます。

この答申を受けて、平成 20 年度から本学会主導による診療ガイドラインの作成を開始する予定でございます。この診療ガイドラインというのは国民向けであると同時に歯科界向けでもあります。具体的に医療保険といいますか診療報酬に向けては、こ

の中から当該箇所を抜粋してマニュアルをつくるといった方向で準備をしていくことを歯科医師会とは協議をしております。ここにございますように、但し、エビデンスに基づく一般歯科診療における院内感染対策、これは厚労科研ですが、佐藤田鶴子先生が主任研究者でこれはすでに出版されていますが、こういった諸条件を満たして、なおかつ厚労省が認定したものについては、本学会が学会として認定を行っていく。いま申し上げました平成 20 年度の診療ガイドラインの作成開始を待たないで、順次、厚労科研によるものは認定していくかたちをとっていく予定でございます。

次の重点計画の二つ目は歯科医療技術革新の推進です。一つ目は歯科医療機器産業ビジョンの作成でございます。この目的は国際競争力の強化対策、国民と歯科界への啓発周知、それから医療機器産業ビジョン（平成 20 年度改定）へのアピールです。実は企業側が最初にこのビジョンの作成を思いついたのは、医療機器産業ビジョンは平成 15 年に作成されていますが、その中味を見ますと、歯科が非常に少ない。平成 20 年の改訂ということは、平成 19 年、今年の 4 月から正式に見直しが始まるわけですが、その見直しの始まる時期に合わせて歯科医療機器産業ビジョンを作成して、医療機器産業ビジョンの中に歯科のキーワードをたくさん盛り込んでいただこう。これが一つの大きなねらいでございます。そして平成 18 年度末、3 月までに歯科医療機器産業ビジョンをつくり、関係各方面に配り、医療機器産業ビジョンの改訂版の中に入れていただき、歯科医療機器といったことを国民に向けてアピールしていこうといったところでございます。

歯科医療技術革新の推進の二つ目は、歯科医療器材の開発・改良における諸問題の対応、特に承認・認可の問題は新薬事法でかなりいろいろな制約が加わっています。関係諸団体の参加による東京医科歯科大学で開かれたシンポジウム、“歯科医療器材の開発・改良における諸問題とこれからの対策”といったことで 2 回ほど開かれていますが、これは企業、厚労省、学会などの関係者が全部集まり、論点を整理したうえで、新薬事法の中でどういった運営をすれば、歯科医療技術の承認・認可をスムーズに行えるかといったことをこれから検討していく予定でございます。

次は技術革新の推進の三つ目ですが、医療ニーズの高い医療機器等に関する要望書の提出です。これについてはすでに関係学会にお願いをして、提出を厚労省にしております。これは生命、生活に重大な影響がある疾患の診断、この生命は医科のほうで、生活が歯科のほうのキーワードですが、診断や治療に使われる医療器材について、新製品や国内未承認、適応外使用の審査を優先し、承認の迅速化を図る。あまりにも医科界、歯科界、企業サイドからのいろいろな批判、コメントがあるものですから、臨時に厚労省がこういった措置をしたわけです。

こういった状況を踏まえて、次ですが、歯科医療技術革新推進協議会を設置したいと考えております。歯科医療機器産業ビジョンの作成や歯科医療器材の開発改良にお

ける諸問題（承認・認可等）への対応など歯科医療技術革新の基盤整備を進めつつ、関係諸団体の参加による歯科医療技術革新推進協議会を設置して、諸問題の解決を図っていく。これは歯科界の中でとりまとめると同時に、国民に向けて、この重要性をアピールしていこうといった組織になるかと考えております。

それから重点計画の三つ目ですが、学会機構改革の推進でございます。本日、協議題に挙げてご審議いただく予定になっておりますが、新規加入学会の促進です。新規加入学会の促進がなぜ必要か、その目的ですが、歯科医学における研究領域の多様化・学際化によって設立された多くの諸学会の参加を求めて、本学会の活力を高め、歯科医学・医療の進化発展につとめる、こういったことが目的・方向性かと考えております。

次にまいりまして、②認定分科会の設置については後ほど詳しく先生方にご説明、お諮りをさせていただきます。

次の③補助金の見直しでございますが、本学会全体の活力向上を目指して、競争的資金への配分措置を取る。但し、専門分科会の特殊性を考慮して、補助金制度は一部残すといった方向でございます。

学会機構改革推進の二つ目として学術講演会と学術研究の見直しでございます。まず①学術講演会の見直しですが、複数の専門分科会によるシンポジウムの共催、さらには複数の専門分科会（認定分科会）による学術大会の共催、これはすでに試行的に一部専門分科会が始められようとしていますが、本学会としてはそれを支援して、本学会全体の活力を高める方向を検討しています。

次の②学術研究の見直しですが、各種研究費の活用については、歯科界全体に益する事業へ優先的に配分する方向を検討する（例えば歯科診療ガイドラインの作成など）とあります。基本的には歯科診療ガイドラインは厚労省の厚労科研にお願いしたいところですが、かなり厳しい状況でございます。ただこの診療ガイドラインについては、医科のほうは30 持っております。歯科のほうは実際に診療報酬に益するといった方向では二つしかございません。そういったことで、これは社会保険医療制度、学術的な面でも、国民向けについても、歯科診療ガイドラインは早急に整備する必要があります。そういったことで自助努力をもってガイドラインを作成していくということでございます。

それから次は公開シンポジウムの開催です。歯科界にとって、差し迫って重要であるとともに、学術的根拠を要請されるような課題については公開シンポジウムを開催する、そして歯科界に対する啓発と同時に、国民に対する啓発活動を行っていきたいといったところでございます。シンポジウムのテーマとしては国民の期待に応える歯科医療を求めてで、課題としては案ですが、口腔疾患と全身疾患の診療システムの確立です。これはすでに10 年以上日本歯周病学会を中心に、こういったテーマについては、学術的根拠がかなり出てきております。これを歯学部教育、さらには歯科の

診療体系の中に組み入れていき、こういった方向に向けて、このシンポジウムが行えないかということでございます。

それからこれはすぐに差し迫った問題である後期高齢者の歯科医療への対応で、後期高齢者の歯科医療はかなり遅れているといったことを考慮して、学会もこれを支援して学術的な根拠を提供していこうということでございます。

それから三つ目は、歯科界の基盤にかかわる保険外併用療養を歯科としてはどういうふうに考えているかといったことを議論していくといったことでございます。四つ目は歯科医療技術革新の推進です。最近、歯科医療技術が企業を含めて革新の度合いがやや鈍化しているといわれていますが、これをどういったかたちで打開するのかということでございます。

次は重点計画の四つ目の認定医・専門医制度の確立です。(1)認定医・専門医制審議会の設置ですが、認定医・専門医の在り方、研修コースの認定評価など、制度全体の設計をして、国民と歯科界の理解を得る方向で検討を行う、これが設置の趣旨でございます。いわば国民の理解といったかたちで認定医、特に専門医制度を進めていきたいということでございます。

それから重点計画の五つ目ですが、国際交流の推進です。基本的な方向性としてアジアと連携協力してアジアを基盤にしてとあります。わざわざこう言うのは、これは歯科だけではないのですが、最近アジアでやや孤立しかけていと言われております。これを盛り返すべく、アジアを基盤にして、日本の歯科医学・医療を発展させ、欧米と競争するとありますが、欧米との競争力をつけていくといったところでございます。

具体的には本学会と各国対応機関との交流推進ということで、いわばアジアにもっと根を張っていこうということでございます。去年の8月31日には中華口腔医学会と学術交流協定を締結しております。日中歯科医学大会のほかに、さらにどういった活動をしていくか。昨年9月にFDIが中国で行われましたが、これを機に中国がかなり国際舞台に出てくる。歯科において世界的な発信をしていこうとしております。それについて、日本としてはどう対応するのかということがございます。さらにASEAN、対インドネシアなどアジア諸国における交流協定を進めて、さらに歯科についてアジアにおける日本の影響力を再び強めていきたいといった趣旨でございます。

さらにそれを具体的にやるためには、元日本留学生、これは歯科関係ですが、このネットワークを構築していきたい。これは歯科だけではなく、工学、農学等でもすでに言われております。これについては、日本はかなり立ち遅れていると言われております。せっかく日本で教育しながら、教育した後のフォローが全然できていない。宝の持ち腐れではないかと言われておりますが、こういったネットワークを構築して、日本の歯科の根をアジアに深く張っていく。そういったことが、日本留学生を支援していく趣旨でございます。

国際交流の四つ目ですが、FDI というのは、毎年日本歯科医師会が 2000 万円の拠金をして活動しております。これについてさらに活発化していこう、FDI における活動を強化していこうということですが、本学会は専門分科会にお願いして FDI 声明の策定について積極的に参画して、日本から FDI を通して日本の歯科を世界に発信していきたい。その学術的な裏付けを学会としては提供していきたい。そういったところでございます。

最後に、今後の展望と課題ですが、あらためて申し上げるまでもなく、本学会における個々の専門分科会の最適、最大の発展方向を総括して、歯科医学全体としての最適、最大の発展方向へ舵を取るのが本学会の役割と考えております。歯科医学研究基盤の今後の展望と課題としては、歯科医学研究基盤の強化とフロンティア形成、ならびに国際交流の活性化については、本学会外の諸団体と連携協力を図りつつありますが、本学会外の諸団体というのは、たとえば日本歯科医師会の研究機関ですが、これは近々に立ち上がります。それから学術会議、先ほど渡邊先生にご挨拶いただきました。それから先端歯学国際教育研究ネットワーク、アジアデンタルフォーラムといったところと連携を図りつつ、歯科医学研究のさらなる発展を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。ただいま江藤会長より、この急激な社会保障制度の変化に対応し、かつ会員の負託に応えるべく所信声明が明確に打ち出されたと感じた次第でございます。

その他、何かございますでしょうか。

○住友総務理事 皆様方のお手元の資料は 1 の②の資料の 12 ページをお開けください。先ほど一般会務報告で報告いたしました。歯科衛生士の歯科診療の補助業務については継続審議ということですので、中間報告とさせていただきます。これについて少し説明をさせていただきます。

資料の 17 ページ、別添 1 でございます。経過説明ということで 1、2、3 と挙がっております。まず 1 ですが、日本歯科医師会から日本歯科医学会に対し、「歯科診療の補助業務」について学会の見解を求める依頼が平成 18 年 9 月 14 日付けでありました。次に 2 ですが、背景には歯科衛生士の教育年限が平成 22 年からすべて 3 年以上となる。これを踏まえて、日本歯科医師会として歯科衛生士の業務の見直し、平成 17 年 11 月付けの答申を得た。その結果、同答申で結論付けられた歯科衛生士の行う歯科診療の補助業務について、日本歯科医学会にオーソライズを委ねることとなったということで、われわれとしてはオーソライズを委ねられたわけでございます。

引き続き 3 ですが、歯科診療の補助業務について、歯科界における歯科医師会、学会および歯科大学（歯学部）等のあらゆる分野・領域で理解が極めて不十分であると考えられております。そこでもうすでに各分科会にはお願いをいたしました。今回

はお手元の資料 14 ページです。1、検討会の目的ですが、本検討会は平成 18 年 9 月 14 日付けで日本歯科医師会から日本歯科医学会に対し、歯科衛生士の業務の一つである歯科診療の補助について見解を求められたことから発足したものである。本検討会の名称は歯科衛生士業務に関わる検討会となっているが、日本歯科医師会の歯科衛生士の業務と養成に関する検討会のとりまとめに従い、検討内容は歯科診療の補助に限定し、予防措置や歯科保健指導等の業務には触れないこととなりました。

その前の 13 ページに、この委員会開催の状況について書いてあります。11 月 6 日に歯科衛生士業務に関わる打合会を、13 専門分科会に来ていただきヒヤリングを行いました。行ったり来たりで申し訳ございませんが、19 ページ、歯科衛生士の業務ではなく、絶対的歯科医行為であるというものと、それから相対的な歯科医療行為、ですから歯科衛生士が関与してもいいのではないかという項目について、各分科会からご意見をいただきました。400 ばかりいただいたご意見を中間とりまとめとして 20 ページ、これは歯科衛生士ではなく歯科医行為であると考えられる項目を 1 から 53 ままで挙げさせていただきました。

21 ページには相対的歯科医行為と考えられる項目を ABC のランクで分けております。すなわち A は豊富な臨床経験があり、高い専門能力のある歯科衛生士が行う行為である。B は一般的な臨床経験と能力のある歯科衛生士、C は免許取得間もない経験の少ない歯科衛生士ということで、歯科衛生士のレベルによって相対的歯科医行為を分けさせていただきました。

これは各分科会からいただいたものを、こういうかたちでまとめさせていただいたわけですが、先ほどもお話ししましたように、これについては今後、継続して検討していくということでございます。議長、よろしければ、座長の石井先生に何か追加がありましたらお願いしていただけますでしょうか。

○議長（伊藤公一君） 石井先生、何か追加ございますでしょうか。

○39 番（石井拓男君） 発表の機会を与えていただきありがとうございます。これについてはもっとたくさんの意見が出るかと思っていたのですが、これから出るのかとも思っております。一つはこのことに懸念を持たれる方がいて、こういうふうに書いたら、勝手な解釈をしているいろいろなことをやりだすのではないか。何人かの方から、そういう懸念のご意見をいただきました。

ただし、これは日本の国民やわれわれが持っている歯科医師というのがあって、絶対的歯科医行為と相対的歯科医行為と歯科衛生士の能力ということがわかっていれば、こういうふうな例示をしたなら、法律にありますように歯科医師の指示に基づいて歯科衛生士が歯科医行為を行うものを診療の補助と言うわけで、歯科衛生士が勝手にやることは法的にはありえないです。ですから歯科医師の指示に基づいて歯科衛生士が行う。相対的歯科医行為はこういうものであって、さらに歯科衛生士の能力を見据えて

やる。歯科医学会としての見識を示すことになると思います。

予想を上回る項目を各分科会を出していただきましたので、いささか整合性に欠けるところもあり、相互の間で認識、見解が違って、まだ議論の最中でもありますので、中間報告というかたちでひとまず提示させていただき、さらに皆様方からご意見をいただき、まさに歯科界の合意をつくりあげていきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。その他は特にございませんか。

○住友総務理事 皆様方のお手元に学術著作権協会の黄色い袋がございますが、これは、前日本歯科医学会会長、現在は名誉会長でいらっしゃいます齋藤毅先生からいただいたものです。そこに齋藤先生からのお手紙が入っておりますが、現在、日本歯科医学会からの役員として日本学術著作権協会に派遣をされて、平成 16 年に協会の理事会において会長に指名され、現在 2 期目にあり、残る任期を務めておられます。

そこで齋藤先生の小論文 3 編をお送りいただきました。日本歯科医学会の評議員の皆様方にぜひ読んでいただきたいということでございます。その中身は先ほど言いました 3 編の論文ですので、ぜひお目通しいただきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。それではここで、これまでのご報告に対する質問をお受けしたいと思っております。なおご質問のある評議員の先生方は挙手と同時に、議席番号、お名前を発していただきたいと存じます。またどなたの報告に対しての質問かも明確にさせていただきたいと思っております。その後、議長の指名により、ご発言をお願いします。

ご質問のある方は挙手願います。よろしいでしょうか。それでは報告事項に関しては、質問なしということですので、以上を持ちまして日程の 7 報告は終了いたします。

## ○議 事

### ○第 1 号議案 日本歯科医学会規則の一部改正

### ○第 2 号議案 日本歯科医学会認定分科会承認基準の制定

○議長（伊藤公一君） 引き続き日程 8. 議事に入りたいと思っております。なお本評議員会に上程される議案は第 1 号議案から第 5 号議案までございますが、第 1 号議案と第 2 号議案はたいへん密接な関係にありますので、一括議案とさせていただきますことをご了承いただきたいと存じます。

それでは第 1 号議案 日本歯科医学会規則の一部改正と第 2 号議案 日本歯科医学会認定分科会承認基準の制定の提案説明を住友総務理事をお願いいたします。

○住友総務理事 それでは第 1 号議案のご説明をいたします。すでに皆様方にはお送りしてお目通しいただいていると思っておりますが、もう 1 度ご説明させていただきます。日本歯科医学会規則の一部改正の提案理由でございます。先ほどの会長のご報告にもありましたが、学会組織の質を担保し、活動方針および行動目標を国民に向けて明確

に示すことにより、組織としての使命を果たしたいと考えております。そこで、組織基盤のさらなる拡大による求心力の強化を図るために、新しい時代に即した加入分科会の増加を促進するものであります。そこで日本歯科医学会規則の一部改正を行いたいと考えております。

その内容ですが、そこに日本歯科医学会規則がございます。わかりやすくするために参考ということで、4ページ目に新旧条文対照表があります。アンダーラインの部分が改正箇所でございます。アンダーラインに関して改正のところのみ読ませさせていただきます。第1章 総則があつて、第3条第三号の専門分科会への助成のところ、専門分科会および認定分科会という名称のものをつくり、その助成を行いたいということです。それから第四号ですが、専門分科会および認定分科会間の緊密な連携ということでございます。

それから第2章、学会会員、第5条で、学会会員は、次の二種を三種とするということで、認定分科会会員というのを第5条第三号に加えさせていただくということです。それから次のページの第6条第3項でございます。ここに専門分科会および認定分科会会員の学会会費は、その所属する専門分科会および認定分科会が学会に納付する分担金をもって代えるということで、認定分科会を加えさせていただきます。第7条第2項ですが、学会会員は、各専門分科会および各認定分科会の定めるところによりそれぞれの学術行事に出席することができる。

大きく追加させていただきたいところは第4章、会議で、第4節「代表者会議」というのをつくりたいということです。代表者会議というのは、第23条、学会に代表者会議を置くことができる。第2項、代表者会議は、専門分科会および認定分科会の代表者をもって組織する。第3項、代表者会議は、会長の諮問に応え、学会の運営に関する重要事項を協議し、学会と専門分科会および認定分科会との連携協力を図り、もって学会の目的推進に資する機関とする。第4項、代表者会議は、理事会の議を経て会長が召集をする。そういうことで第4節が入りましたので、以下、数字が一つずつ変わってまいります。

次に第5章、専門分科会のところで、いままでは分科会と言っておりましたが、はっきりさせるために、専門分科会という呼び名にしたいということでございます。第6章に認定分科会を設けたい。先ほどからお話をしていますが、名称が認定分科会というものを設けたい。第28条で、学会は、歯科医学を構成する学術研究領域ごとに認定分科会を置くことができる。第2項、認定分科会は、学会の目的に賛同し、それぞれ各認定学会の独立形態を保持し、そのための会則を持つ。第29条、認定分科会は、次のとおりとする。第2項、認定分科会の承認基準は別に定めるところで、第2号議案として提案させていただきます。

第6章が第7章になり、会計については現行条文どおりで、第28条が第31条にな

り、第二号で専門分科会および認定分科会分担金が入ります。それから条文の数字が変わってまいります。5ページも数字の変更がございます。最後のページ、この資料の6ページですが、附則、この規則は平成19年4月1日から施行するという事になっております。

第2号議案ですが、提案理由に関しまして、私が述べさせていただきます。その内容については、荒木常任理事から説明をさせていただきます。提案理由ですが、本学会では、学会組織の質を担保し、活動方針および行動目標を国民に向けて分かりやすく明示することにより、組織としての使命を果たしたいと考える。そこで、組織基盤をさらに拡充し、その求心力と影響力の強化を図ることを目的に、日本歯科医学会認定分科会の承認基準を新たに制定するものであるということでございます。

それでは内容について、荒木先生にお願い申し上げます。議長、荒木先生にお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（伊藤公一君） はい。それでは荒木常任理事、追加説明をお願いいたします。

○荒木常任理事 それでは第2号議案につきまして、詳しいことをご説明いたします。日本歯科医学会認定分科会承認基準の制定ですが、日本歯科医学会認定分科会承認基準を次のとおり創設する。1. として日本歯科医学会、これは第1号議案に載っていますが、第29条第2項に基づき、この基準を定める。この承認基準を満たした当該学会を認定分科会として登録するということでございます。

資格承認基準ですが、学会の認定分科会は、次の諸点が十分に整備された専門学会でなければならない。(1) 歯科医学の発展に寄与する独自の研究分野、複数の領域にまたがる複合的な研究分野および社会的要請の強い研究分野などを含む専門学会であること。(2) 広く全国組織の会員構成、これを300名以上とさせていただきましたが、300名以上持ち、明確な会員名簿を有すること。なお、歯科医師の会員は日本歯科医師会正会員あるいは準会員であることが望ましいという但し書きをさせていただきます。(3) 歯科医師もしくは歯科医学研究者が全員構成の主体となっていること。

(4) 議決機関と執行機関が分離されており、役員を選出が会則の上で規定されている等、組織が明確であること。(5) 毎年1回以上学術大会を開催し、その専門領域の研究発表が行われていること。(6) 雑誌(機関誌)を年1回以上、定期的に刊行していること。また、機関誌については次の要件を満たしていること。次のページですが、① 原著論文、またはこれに準ずる論文が、原則として年5編以上掲載されていること。② 編集のための委員会が会則に規定されており、かつ明確な投稿規定を有すること。また、原則として査読体制があること。(7) 運営が主として会員の会費で行われていること。また、その経理が明らかであること。(8) 歯科医学研究の向上発展を図るための活動が、引き続き3年以上行われていること。

この登録申請手続きならびに公示の時期、方法ですが、3. 認定分科会の登録申請

手続き等は次のとおりとする。(1) 公示の時期を毎年4月1日に公示することにして、(2) 公示は認定分科会登録申請に関わる事項を学会公示板に掲示します。(3) 受付の期間は公示の日から同年4月15日までとし、(4) 必要書類について、登録申請する専門学会は所定の登録申請書および関係書類を提出していただきます。

なお、この登録申請学会の審査は、4. 学会会長は、登申学会から登録申請を受けたときは、常任理事会の議を経る。特別に認定分科会登録審査のための資格審査委員会はつくりませんから、現行にある専門分科会資格審査委員会に登録の可否を諮問するというようにさせていただきます。

5. 諮問を受けた資格審査委員会は、学会規則およびこの基準に規定する条件に照らすとともに、原則として登録申請の行われた年の6月末日までにその可否を学会会長宛に答申させていただきます。6. 学会会長は、資格審査委員会から登録を否とする登申を受理したときは、理事会の議を経て当該登申学会にその旨通知する。

7. 学会会長は、登録を可とする答申を受理したときは、理事会の議を経て当該登申学会の登録に関わる議案を登録申請の行われた年の7月に開催される通常の第1回の当該年度の評議員会に提出させていただきます、8. 評議員会が当該登申委員会の登録の可否について、学会規則第19条第1項の規定により議決させていただきます。

9. 評議員会において登録を承認された登申学会の学会認定分科会の登録は、認定は7月に開催される評議員会ではありますが、評議員会の議決の同年の4月1日に遡及する。つまり遡って、同年の4月1日から認定分科会としての承認を得たというかたちにさせていただきます。

登録資格の喪失ですが、10. 認定分科会の資格条件に欠落が生じた場合の取扱いは、次のとおりとします。(1) 学会会長は認定分科会が学会規則およびこの基準に規定する条件を満たさなくなったときは、資格審査委員会に諮問の上、理事会の議を経て、当該認定分科会に条件整備を勧告するものとします。

(2) 学会会長は、勧告を行った日から3年を経て当該認定分科会の登録条件整備が行われていなかった場合には、資格審査委員会に諮問の上、理事会の議を経て、評議員会において学会規則第19条第1項により、当該認定分科会の登録資格を取り消すことができるとさせていただきます。11. この基準の改廃は、理事会の議を経て、評議員会の議決を要する。最後の附則として、1. この基準は平成19年4月1日から施行するというごさいます。

併せまして、皆様のお手元にある評議員会の資料の28、29ページをお開けください。A4の横書きですが、第1号議案、第2号議案の現在ある専門分科会と認定分科会の資格をわかりやすくさせていただいた表がごさいます。これにつきまして簡単に説明させていただきますが、左側の専門分科会は今回の議案では何もいじくることはしておりません。

それに対して、今回お認めいただきます認定分科会は、理事および評議員は選出いたしません。したがって、評議員会の議決権も評議員がおりませんので、認定分科会は持っておりません。しかし第1号議案にございますように、それとは別に各認定分科会の代表者および専門分科会の代表者を交えて会議をいたします代表者会議を設置するという事です。これが第1号議案にございます。

なお、その下に分担金と助成金とありますが、認定分科会は学会協力金という名前にしたいと思ひます。これにつきましてはこのあとの第4号議案の予算に関係することですが、現在考へているのは分担金を認定分科会が一律5万円とする。認定分科会は学会協力金という名前にしますが、これは一律15万円とします。ですから実質上は10万円の学会協力金を一律に支払うということにございます。あとで説明しますが、プロジェクト研究資金というのを新しく競争的な資金として学会に設立させていただきますが、これについては専門分科会と認定分科会とまったく平等に申請できるかたちにさせていただきますと思ひます。

各種委員会構成員については、専門分科会は学会長の依頼で、各専門分科会に所定の人数を推薦していただくかたちになっていますが、認定分科会については、各学会1名の推薦をしていただきますが、その中から適任者を選考していただくかたちにさせていただきますと思ひます。

分科会学術大会への出席ですが、これについても専門分科会とまったく平等に認定分科会のほうも、もし申請がありましたら、原則として役員を派遣するということにございます。

最後に学会員の資格ですが、認定分科会については先ほどの説明のとおり、資格審査の条文の中に、歯科医師の学会員は日本歯科医師会正会員あるいは準会員であることが望ましいという一文を入れてあります。なお専門分科会については、特別そのようなことはございせんが、江藤会長の方針にもありましたとおり、できる限り歯科医師の学会役員は日本歯科医師会正会員、あるいは準会員がなるように働きかけていきたいという希望はありますが、特に専門分科会の条文を今回変へることではございせん。

最後のページをお開けください。先ほど来ご説明してあります、助成金、学会協力金および競争的研究資金について少しご説明させていただきます。まず前提として、この案は平成18年度の助成金の総額で考へてあります。今年度の専門分科会に助成いたします助成金は実績で3300万円となっておりますので、19年度も3300万円ということでお話をさせていただきますと、この3300万円の中から競争的研究資金をまず算出する。もし認定分科会をお認めいただいた場合、専門分科会、認定分科会ともに助成金を算出する。ちょっとややこしいのですが、認定分科会のほうは学会協力金という名前にする予定ですが、いわゆる助成金を算出する。

専門分科会の助成金は会員数で増減する。これはいままでどおりでございます。認定分科会の助成金は一律とする。助成金は分担金より多い額とする。専門分科会の分担金は現行どおりとする。これは会員数によって5万円から20万円まで変化いたします。それに対して認定分科会の分担金は一律5万円とする。それとは別に必要を認めた認定分科会は学会協力金を別に拠出する。最後に、競争的研究資金は予算立ての中に500万円が別予算から計上されることになっております。

どのように専門分科会と認定分科会にこの助成金を分配するかということで、数字がいろいろとシミュレーションで書いてありますが、最終的には⑤の3：1に分けたいということです。なぜ3：1なのかというと、3300万円のうち2500万円を助成金のほうに入れ、800万円を競争的研究資金のほうに回したいということです。ですからパーセントでいくと、75.7%ぐらいが助成金にいきまして、いわゆる競争的研究資金、プロジェクト研究資金という名前になる予定ですが、これは25%弱ということになります。

ただし、それプラス500万円が加わりまして、競争的研究資金については1300万円になる予定でございます。この2500万円について、専門分科会と認定分科会でどのように分配するかということについては、これもいろいろシミュレーションをかければ、いろいろな数字が出るのですが、一番下にSIM5とあります。この2500万円を専門分科会が88%、認定分科会が12%、したがって実質の数字としては2200万円を専門分科会、認定分科会は300万円です。そして300万円をお認めいただいた認定分科会で頭割りにするということになると思います。

専門分科会ですが、最終的にどういうことになるかといいますと、平成18年度は3300万円が平成19年度は2200万円になりますから、単純に言いますと、3分の2になるということでございます。ただし先ほどご説明したとおり、競争的な研究資金として、下に競争的研究資金のいろいろな内容が書いてありますが、最終的に詳細は今後、常任理事会、理事会で決めていくことになります。

いろいろテーマを学会のほうから決めさせていただき、それを各専門分科会、認定分科会のほうから研究課題申請をしていただき、その中から素晴らしい案を出したもののについて1年に数題ずつ採択し、その採択された学会に対して競争的研究資金を支援するかたちになります。もちろん支援になった学会には、明らかにいままでの専門分科会で支援している金額よりも勝る金額が学会から支払われることになるということでございます。以上が説明でございます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。それでは最初に第1号議案、日本歯科医学会規則の一部改正に対しご質問をお受けいたします。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○30番（橋本佳潤君） 提案理由から、その必要性は十分理解できるのですが、その

概念がちょっと見えないので、お教えいただきたい。つまり専門分科会のほかに、突然なぜ認定分科会なるものを考えられたのか、その理由をお聞かせ願いたい。それから専門分科会と認定分科会についていろいろ書かれていますが、性格の違いなどをご説明していただきたい。まず最初に設置についてということを経るのが第一だと考えられますが、いかがですか。

○議長（伊藤公一君） 執行部答弁をお願いします。

○住友総務理事 ご質問ありがとうございます。先ほど会長の報告にもありましたが、現在、19 専門分科会があります。しかし学会・研究会等 70 以上あると伺っておりますが、19 分科会では歯科全体にわたっての組織としては足りないのではないかと。もう少し広い意味でご意見を聞いたり、一緒に協力をして歯科医療の発展に努めていこうではないかということでございます。

この前アンケート調査をしましたが、30 の学会がこの認定分科会にできれば加わりたいという意向もございます。したがって現在の 19 プラス 30 かどうかわかりませんが、一応 30 ということで、できるだけ多くの人たちと一緒に歯科医学を考えていきたいということでございます。それが最初の質問に対するお答えですが、よろしいでしょうか。

○議長（伊藤公一君） 橋本評議員、よろしいですか。

○30 番（橋本佳潤君） 専門分科会は一研究分野一学会とかいうことで参加基準なりがあったと思うのですが、この提案理由のご趣旨に沿いますと、簡単に言うと準会員の性格なのではないでしょうか。

○住友総務理事 先ほど荒木のほうから説明させていただきました専門分科会と認定分科会の違いがございます。たとえば評議員を出さない。そういうことと言えば、いまわれわれは準会員という呼び方をしておりませんが、内容からいくと、そういうニュアンスがあるかもしれないと思います。以上です。

○議長（伊藤公一君） 橋本評議員、よろしいですか。その他ございますか。それでは引き続きまして、第 2 号議案、日本歯科医学会認定分科会承認基準の制定に対して、ご質問のある方は挙手願います。

○46 番（富野晃君） いま第 1 号議案でご質問が出ましたが、私は開業医ですので、開業医の立場で申し上げます。この日本歯科医学会がいままで以上により一層積極的に、臨学一体で国民の口腔健康に取り組むという趣旨でこの認定分科会を設立することが議事として上程されていることは評価させていただきたいと思っています。

国民歯科医療の臨床現場の 95%以上を開業医が担っているわけですから、患者さんに密着度の強い立場にありますので、この学会の研究成果等々が国民の中に深く早く浸透させる手段としては、この認定分科会なるものの設立がきわめて重要だろうと認識しております。

そういうことを踏まえまして、第2号議案について1点だけご質問させていただきたいと思います。(2)の下段のところに、認定分科会における歯科医師会会員は日本歯科医師会正会員あるいは準会員であることが望ましいという一項はあえて付けたのだらうと思うのですが、これを付けると、つじつまが合わないところが出てきます。

それは当日配布の専門分科会のところの、学会会員の資格のところ、役員が日歯の正会員、あるいは準会員になるように働きかけるという一項です。これは認定分科会からしますと、専門分科会というのは親分科会に相当するようなところですから、子どもに望ましいという言葉を使っていて、親は役員だけが入るのが望ましいというような表現に誤解を受けるのではないかと考えています。その表現に何か意味合いがあるのか。このあたりの認識が私にはよく理解できない。

もう1点は認定分科会承認基準2.(3)と関連があることで、高木先生などが実際にわかるのですが、専門分科会における日歯の正会員、準会員が全体のどれぐらい入っていらっしゃるのかというような議論にもなります。前段のあえてそういう表現をしたということと、比較で出していますから、はっきり目に見えるわけですから、そのあたりの認識をきちっとご説明いただきたいと思います。

○議長(伊藤公一君) 執行部、答弁お願いいたします。

○江藤会長 それでは私から答えさせていただきます。ただいまのご指摘はある程度そのとおりでございます。最後のご指摘の点である専門分科会は基準が緩くて、認定分科会のほうが基準が厳しい。要するに正会員あるいは準会員であることが望ましいということは、規則設置上、いままでの経緯がありまして、専門分科会のほうをさわりますと規約改正上が非常に難しくなるものですから、とりあえず認定分科会の設置で、専門分科会のほうはまったく改正をしない。認定分科会をもしお認めいただいたら、その上で総括的にこれを検討していこうといったところで、こういった比較対照表を出しますと、ご指摘のとおりでございます。

最初のご質問に戻りますと、現在日本歯科医学会は6万5000人の日歯会員と2万5000人のプロパーの会員で9万人です。ただ、19分科会の会員の構成を見ますと、大学関係者がほとんどです。学術活動を通して臨床現場に貢献するというのが学会本来の役割であるにもかかわらず、歯科医師会の会員が少ないではないか。そういったご指摘は前からありました。

ただ専門分科会というのは非常にハードルが高い。とても一般の臨床家にとっては、あのハードルを臨床家だけの集まりでは超えがたいという声も聞いております。それで厳しくするということが一つの考え方でした。それはそれで理屈が通っていましたが、いわゆる諸学会の数、会員構成から見て、むしろ入口を難しくするよりも、多くの臨床家に入っていただいて、入ったあとで、いわば育てていこうという語弊がありますが、レベルを一緒に上げていこう。そういった考え方に変えたのです。

それです。まず認定分科会といったものを設置した上で、その認定分科会に入っていた学会がレベルを上げて、また専門分科会にチャレンジするといったところがございます。そういった移行期にありますので、ただいまのご指摘のような各学会員の資格、日歯に関する資格で、こういったずれが生じています。それは漸次改めていきたいといったところです。以上でございます。

○議長（伊藤公一君） 富野評議員。

○46番（富野晃君） いまお聞きしたことはいま現在、日本歯科医師会の中の機構改革検討委員会というところで、会員種別を担当させていただいているので、大学の先生方にどういうかたちで日本歯科医師会に入会していただくかということや議論させていただいているものですから、あえて大学の先生はどうかたちでいらっしゃるのかということや質問させていただきました。

後段のパーセンテージ等々については、個人的に高木先生にお聞きしたいと思っています。

○議長（伊藤公一君） 江里口常任理事。

○江里口常任理事 今回の認定分科会の学会の方は、先ほどから江藤会長が言われているように臨床医がたくさん入っている学会のハードルを少し下げて、専門分科会になるべく近づけるという趣旨でございます。専門分科会のほうは、基礎あるいはそれに付随するような歯科医師ではない方がいま大量に入っているから、これを完全に歯科医師会に入る、たとえば準会員にするとしても、そういう資格のない方もいらっしゃるから、あまり厳密にそこをいじらないほうがいいのではないかとということで決めたと思います。

認定分科会のほうはほとんど臨床医がメインになっているような会で、これの意見を学会が吸い上げたいということの趣旨で、今回の認定分科会をつくるということだと思いますので、そのような資格の変化が出たのではないかと考えております。

○議長（伊藤公一君） 富野評議員、よろしいですか。

○46番（富野晃君） はい。

○議長（伊藤公一君） そのほかにもございますか。なければここで質疑を打ち切り、採決に入りたいと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤公一君） ご異議がないようですので、採決いたします。それでは第1号議案、日本歯科医学会規則の一部改正にご賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。賛成多数ということですので、第1号議案、日本歯科医学会規則の一部改正は可決確定いたしました。

続きまして第2号議案、日本歯科医学会認定分科会承認基準の制定にご賛成の方は

挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（伊藤公一君） 賛成多数、よって第2号議案、日本歯科医学会認定分科会承認基準の制定は可決確定いたしました。

### ○第3号議案 平成19年度日本歯科医学会事業計画

○議長（伊藤公一君） 続きまして第3号議案、平成19年度日本歯科医学会事業計画を議題といたします。第3号議案、平成19年度の日本歯科医学会事業計画についての提案説明を住友総務理事にお願いいたします。

○住友総務理事 第3号議案の提案をさせていただきます。平成19年度、日本歯科医学会事業計画でございますが、一般目標である歯科医学に関する科学および技術を振興することによって歯科医療を進歩発展させ、国民および人類の健康と福祉の増進に貢献し、併せて会員の十分な知識の普及と歯科医療技術の質の向上をめざして、次の事業を行うものであるということです。

これを大きく三つに分けてⅠ．重点計画、Ⅱ．一般計画、Ⅲ．その他と分けさせていただきます。Ⅰの重点計画は先ほどから会長の報告でもありましたが、それらをとりとまとめております。1．歯科医療への学術的根拠の提供体制の構築、2．歯科医療技術革新の推進、3．歯科医療認定医・専門医制度の検討、4．学会機能の改革、最後に5．国際交流の推進強化でございます。

Ⅱ．一般計画は従前のものをここに整理し、順番を付け直して挙げさせていただきました。これは平成18年の比較を言っています。1．会員の顕彰、2．ホームページによる広報活動の強化、3．日本歯科医学会誌の発行、4．DENTISTRY IN JAPANの発行、5．歯科学術用語集の発行、6．学術研究の推進および実施、7．学術講演会の実施、8．日本歯科医師会事業への協力でございます。

Ⅲ．その他、1．医療環境、医療安全問題の調査、検討、2．学会関係資料の収集、作成および情報処理等の検討、3．専門分科会等への助成、4．日本学術会議、関係省庁等の連携強化、5．第21回日本歯科医学会学術大会（総会）の準備、以上が平成19年度日本歯科医学会事業計画でございます。以上ご提案申し上げます。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。それでは第3号議案、平成19年度日本歯科医学会事業計画についてのご質問をお受けします。ご質問のある方は挙手願います。

○31番（厩田克巨君） 一般計画の中のホームページおよびその他の中の情報処理に関して、だいたい同じようなセクションで扱うことになると思うのですが、現在日本歯科医学会の中に扱うセクションがまだ構築されていない。以前われわれは臨時委員会で呼ばれて答申を出しました。その後つくられるのではないかとということで期待していたのですが、セクションがない。

これに関する事業計画が決まって初めて予算が決まると思うのですが、あとの予算を見ますと、かなり大きな費用が予算付けされている。そういう予算の内容を誰が管理し、誰が進行していくのかが見えないのですが、そのへんをご説明いただきたいと思います。

○議長（伊藤公一君） 執行部、答弁をお願いします。

○黒崎副会長 梶田評議員からのご質問にお答えしたいと思います。ご質問のように、この件に関しては従来から、この評議員会において何度も質問が出てまいりました。その時点では、ご指摘のような予算措置もされていませんでしたので、平成 19 年度の事業計画をつくるにあたって、こういうふうにあったん整理をさせていただいて、ほかの諸課題もありますので、これをすべて逐次実行していくために、いまご指摘のようなことに対応していきたい。

その本体となる予算等もこのあと、ご審議いただくわけですが、それを踏まえて対応していきたい。これからのことということでお許しを願いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（伊藤公一君） 梶田評議員。

○31 番（梶田克巨君） 方向は大変よろしいのではないかと思います。すると委員会その他が今後結成されていくのかということはいかがでしょうか。

○黒崎副会長 それについては、先生にも前からこの件について委員会等でお願いをしているかと思いますが、いずれこれを実行するにあたっては、しかるべき委員会等を設置して、進めていきたいと思っております。

○31 番（梶田克巨君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○住友総務理事 当面、委員会ができるまでホームページを更新していかなければいけませんので、総務理事と事務局でいま対応をさせていただいております。また委員会等でご協力いただくことがあろうかと思います。以上でございます。

○議長（伊藤公一君） そのほかご質問はいかがでしょう。ございませんか。なければここで質疑を打ち切り、採決に入りたいと存じます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤公一君） それではご異議がないようですので、採決いたします。第 3 号議案、平成 19 年度日本歯科医学学会事業計画について、ご賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。賛成多数。よって第 3 号議案、平成 19 年度日本歯科医学学会事業計画については可決確定いたしました。

#### ○第 4 号議案 平成 19 年度学会会計収支予算

○議長（伊藤公一君） 続きまして第 4 号議案、平成 19 年度学会会計収支予算を議題といたします。第 4 号議案、平成 19 年度学会会計収支予算についての提案説明を

高木常任理事にお願いいたします。

○高木常任理事 本日、先生方のお手元には二通りの資料が出ております。前もってお送りしました平成 19 年度学会会計収支予算と本日、机上配布してあります平成 19 年度学会収支予算の二通りが出ております。それはなぜかと申しますと、私ども日本歯科医師会は平成 19 年度から新公益法人会計に従った予算書の作成にいま努力をしているところでございます。しかし学会ほうが間に合いませんでしたので、昨日、新公益法人会計に基づく資料ができあがってまいりました。

これは金額の上ではほとんど大差ございません。実際には 2000 円の差があります。見比べていただきますとわかると思いますが、新公益法人会計のほうでは末尾が 9000 円、旧のほうは 7000 円となっております。これはどういうことか説明しますと、中のほうに出てきますが、新しい項目のところに名目上の数字を貼り付けた新設項目があります。ここ 2 カ所に 1000 円ずつを貼り付けた結果として、そういうことが起きているので、お手元にある、最初にお送りした貼り付け型によるご説明を申し上げ、両方のご承認を賜りたいと存じます。

それでは平成 19 年度学会会計収支予算をご説明申し上げます。総枠収入 3 億 5552 万 7000 円、支出も同額でございます。収入の部ですが、第一款 学会会費収入は前年度より 71 万円余の増額の 2 億 5970 万円余となります。第二款の専門分科会分担金収入は、先ほどお認めいただいた認定分科会の新設により、20 程度の新しい認定分科会が入っていただきますと、100 万円の増加を見込んでおり、390 万円としております。

第三款 広告収入は前年と同様でございます。第四款 積立金取崩収入は学会総会のための 4068 万円余を取り崩しています。第五款 雑収入は前年と同額を予定しております。また平成 18 年度の繰越金を 4697 万円余ぐらいではないかと予定しております。したがって収入合計は 3 億 5552 万円余となる予定でございます。

一方、支出ですが、会議費の増加により 348 万円余の増額の 2981 万円余、第一項 評議員会費は委員会構成に合わせた 37 万円余の減額で、764 万円余を計上しております。第二項の理事会費は前年と同額の予算です。第三項の常任理事会費は役員執務費などの実額を基に 68 万円の増額としています。

第四項 代表者会議費は新規に 348 万円余の予算項目を起こしています。第五項 日歯・学会連絡協議会費は前年と同額でございます。第六項 臨時委員会費は 483 万円余、委員会回数の減により、80 万円余の減額としております。第七項 雑費は 100 万円、前年の実績を基に 50 万円の増額予算としています。

第二款 事務費でございます。433 万円余の増額で 5617 万円余を上程してございます。内訳は第一項 人件費は基本給の増額により 99 万円余の増額予算といたしました。第二項 会員管理費は前年と同様でございます。第三項 旅費は前年度の実績を基に 196 万円余を増やし 400 万円余を上程しております。

第四項 連絡通信費は前年の実績を基に 20 万円の増額予算といたしまして、157 万円を上程しております。第五項 OA 機器関係費はホームページ運用関係費の項を新規に起こしましたので、100 万円を減額し、73 万円余の上程をしております。第六項 ホームページ運用関係費を新規に 197 万円余の予算項目を起こしています。第七項 保険料は前年と同様の予算でございます。

第八項 雑費は前年の実績を基に 20 万円を増やし 50 万円を計上しております。第三款 事業費は 380 万円余を増額し、1 億 3297 万円余を上程しております。内訳ですが第一項 会員顕彰費は前年の実績を基に 44 万円余の減額予算といたしました。753 万円余を計上しております。第二項 会誌関係費は業者と交渉した結果、印刷関係の単価を見直すことにより、支出その他を落とさないで 260 万円余の減額予算とし、3174 万円余を計上しております。

第三項 英文雑誌関係費は、第二項と同じように単価の見直しにより 68 万円余の減額予算といたしまして、1310 万円余を計上しております。第四項 歯科用語関係費は委員会の開催数減により 234 万円余の減額予算です。第五項 学術研究関係費は委託研究費、奨励研究費の分配等の見直しにより 371 万円余の増額予算、1351 万円余を計上しております。

第六項 学術講演関係費は公開シンポジウム会費の新設のため 276 万円の増額予算といたしまして、1036 万円余を計上しております。第七項 専門分科会助成金は、専門分科会の助成金、新設される認定分科会協力金、プロジェクト研究推進費等、内容を変更しましたが前年と同様の金額でございます。第八項 国際学会補助金は名目上の計上でございます。第九項 関係団体補助金は前年と同額の予算 130 万円を計上しております。

第十項 調査関係費は歯科医療協議会の運営、その他調査経費の見直し等に伴い 130 万円余の増額で 946 万円余を計上しています。第十一項 内外渉外費は FDI および ISO など外国で開催される学会が遠隔地開催のために 310 万円の増額予算といたしまして、777 万円余を計上してございます。第十二項 学会関係資料収集作成費は前年と同様でございます。第十三項 雑費も前年と同様の 250 万円でございます。

第四款 第 21 回日本歯科医学会学術大会会計繰入金支出は開催準備のため、各種準備委員会の稼動に伴い 2611 万円余の増額予算を組みまして、4068 万円余を繰り入れることにしています。第五款 積立金は前年に比べ 2000 万円を減額し、7000 万円としております。第六款 租税公課は消費税の積算予算で、前年と同様 30 万円余を計上してございます。第七款 予備費は総予算の 8%、約 2557 万円余を計上しております。

以上でございますが、これを新会計基準のほうでご説明しますと、新会計基準は、収入および支出の部をすべて三つの部門に分けるといことです。これは国民に広く一般的に理解しやすい財務諸表の提供ということで、国民が一般的に慣れ親しんでい

る企業会計に可能な限り近づけるという考え方の下でございませう。

収入も事業活動に伴う収入、あるいは投資活動に伴う収入、財産活動に伴う収入と分け、支出のほうもそれに伴うように分類しております。たとえば第一款の学会会費収入、第二款、第三款、それから雑収入第四款は新公益法人のほうでは、アラビア数字の大きい I で事業活動収支の部の第 1. 事業活動収入のところに入ってきます。

一方、その予算収入が約 2 億 6786 万円余となります。それはちょうど、第一款、第二款、第三款、第四款の合計、事業活動収入というところにある 2 億 6786 万円余となります。

一方、それに伴う事業支出が第一項から、第十五項まで、たとえば会員顕彰会費、英文、歯科用語等を含め記載しており、1 億 5358 万円余となります。

もう一方、事業活動の部の会議費、あるいは事務費は管理費支出ということで、6281 万円余を計上しております。第一項 会議費支出 2981 万円余、それから人件費等が含まれる第二項等のことが記載されております。そのようなかたちで事業支出の総合計、他会計の繰入まで含めた事業活動支出の合計が 2 億 6168 万円余となります。

また II 投資活動収支の部を見ていただきますと、投資活動収入として、学術大会積立資産取崩収入ということで、4068 万円余を計上しております。また第二款 自由金利定期預金解約収入ということで 1000 円を計上していますが、これが名目上の計上でございませう。会計基準に載っていませんので、項を一応起こしておかないといけません。第三款 投資有価証券償還収入も名目上の計上で、1000 円を計上しております。

一方、投資活動支出として、学術大会積立金支出 7000 万はこの支出に該当することになります。先ほど項を起こした 1000 円ずつの二つのものはその第二款、第三款に相当いたします。したがいまして、投資活動支出の合計が 7000 万 2000 円となります。

次のページに III 財務活動収支の部がありますが、これは該当する項目はありませんので計上しておりませう。IV 予備費支出はここに含まれます。したがいまして、予備費 2384 万円余を全部合計すると、先ほど申し上げたように 2000 円多い 3 億 5552 万 9000 円となります。一方、総支出も同様に先ほどのものを足していただきますと、そういうかたちに貼り付いてまいります。

以上、大変雑駁な説明で、またわかりにくくて申し訳ございませうが、私どもは平成 19 年度はこの会計基準に則って代議員会にも提出し、行っていきたいと思ひます。先ほど 18 年度の会計現況報告を行いまして、やがて 18 年度は決算になります、18 年度の決算は旧の方法の書式により決算いたします。このやり方は私ども新日本監査法人の監査指導を受けておりますが、公認会計士の指導によりますと、そのようなやり方でよろしいというお墨付きをいただいておりますことをご報告申し上げ、第 4 号議案の説明に代えさせていただきます。以上でございませう。

○議長（伊藤公一氏） ありがとうございます。それでは第4号議案、平成19年度学会会計収支予算についてのご質問をお受けします。ご質問のある方は挙手をお願いします。

○46番（富野晃君） 前回の評議員会の際に、私は新しくつくられる分科会の会費はいただくにしても、日本歯科医学会のほうから何か協力金や助成金は必要ないのではないかというお話をいたしました。これを見ますと、また3倍返すという計算になっています。100万もらって300万返す。やはりこういう方式をとるのだという気がして、あらためて反対をしたいと思います。

私が言いたかったのは、前回もそうですが、開業医の方々がつくる学会が日本歯科医学会の専門分科会の下ランクでもいいから、医学会のところに入れてくれということで、それは学会が出そうとしている認定医制度に正直申し上げて冠が欲しいのです。たとえば日本歯科医学会認定分科会何とか学会認定医という、日本歯科医学会という冠が欲しい。それが大きな理由で日本歯科医学会の専門分科会の下部組織になる認定分科会に参加したいというのが本意だろうと思います。

ですからその冠を日本歯科医学会として、もちろんハードルは高くして、設定はしなければならぬと思いますが、それを認めるのであれば、私は会費をいただいて、またそれに返すような協力金を別につくる必要はないのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょう。

○議長（伊藤公一君） 執行部、答弁をお願いいたします。

○江藤会長 前回の評議員会の際に確かにそういったご指摘を受けていますが、認定分科会についてはレベルを上げるという趣旨で非常に些少ですが、そういったかたちをつくりました。日本医学会では現在、一律20万円出ていますが、来年度からゼロになります。

それでほかの事業に、日本歯科医学会でも競争的資金といったかたちにしていますが、そういったかたちに振り向けていく。ですからただいまご発言の趣旨に沿って、段階的にそういった措置をしていくということでご容赦いただけないだろうかということでございます。

○議長（伊藤公一君） 富野評議員、よろしいですか。

○46番（富野晃君） はい。

○議長 ほかにございませんか。それでは質問もないようですので、ここで質疑を打ち切り、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤公一君） ご異議がないようですので、採決いたします。第4号議案、平成19年度学会会計収支予算について、賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。賛成多数。よって第4号議案、平成19年度学会会計収支予算については可決確定いたしました。執行部から何かありますか。

○高木常任理事 ただいま第4号議案を可決いただき、大変ありがとうございます。この予算に関しては今後、日本歯科医師会の常務理事会ならびに理事会、そして予算決算特別委員会の審議ならびに審査を経て、3月に開催されます日本歯科医師会の代議員会において審議可決といった手順を踏まなければならないわけでございます。

したがって、この審議過程の中でどうしても微調整をする部分が出てくるかと思えます。この微調整の必要が生じた場合は学会長にご一任いただくことをここで認めいただくようお願いいたします。以上、この点をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。ただいま高木常任理事からご提案いただきました第4号議案の取扱いについて、ご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤公一君） どうもありがとうございます。ご異議がないようですので、ご承認いただいたものと認めます。ありがとうございます。

#### ○第5号議案 平成19年度第21回日本歯科医学学会学術大会会計収支予算

○議長（伊藤公一君） 続きまして第5号議案、平成19年度第21回日本歯科医学学会学術大会会計収支予算を議題といたします。第5号議案、平成19年度第21回日本歯科医学学会学術大会会計収支予算についての提案説明を高木常任理事にお願いいたします。

○高木常任理事 これもお手元にあります前もってお送りしたものと新しく本日机上配布した新公益法人会計に則ったものと二通りをお目通しいただきながら、同時にお認めいただきたいと思います。

こちらのほうは金額等の差はございません。どちらも4360万6000円となっております。それでは提案理由を説明いたします。第21回日本歯科医学学会学術大会総会は平成20年11月14日、11月15日、11月16日の3日間、横浜市のパシフィコ横浜で開催する予定でございます。

平成19年度は前年と同様、大会準備の年ですが、学術プログラム編成のための学術部会関係の小委員会の開催をはじめ、諸準備が本格化する年度であるため、前年に比べ、大幅な増額予算を組みました。

それでは収入の部、第一款 学会会計繰入金収入は先ほど第4号議案で認められた4068万円余を計上してございます。第二款 参加登録料収入、第三款 寄附金収入、第四款 広告協賛金収入、第五款 雑収入等を名目上の計上でございます。したがって、収入の合計は4360万6000円を予定してございます。

一方、支出のほうは第一款 大会準備費は前年より2379万円余を増やしまして、

3730 万円余を計上してございます。第一項 会議費は 1200 万円、学術プログラムの編成にあたる学術部会および傘下の各小委員会、会場の運営および登録等の企画運営にあたる総務部会を中心に準備のため、会議数が増えるため、746 万円余を増額し、1200 万円としています。

第二項 事務費は 590 万円余で 375 万円余の増額でございます。学術大会専用のホームページの開設費、事前参加登録の開始準備のための関係費等が必要になりますので、このような増額になっております。第三項、通信費は前年と同様の 108 万円を計上してございます。第四項 旅費は、出張旅費等で各種事前折衝などを行うため、86 万円余の増額で 160 万円余を計上しております。第五項 印刷費は前年より 940 万円余増やしまして 1240 万円余でございます。これは特に平成 20 年 3 月発行の日本歯科医学会雑誌に予報プログラムを掲載する予定で、その製作関係費を計上してございます。また諸外国に向けて、ファーストサーキュラーも作成の予定であり、増額予算となっております。

第六項 広報費は PR 活動のための記者会見等ですが、前年と同様の 30 万円でございます。第七項 渉外費は前年より 80 万円増やし、100 万円を計上してございます。これは官公庁との折衝、渉外関係費等の増加によるものです。第八項 雑費も同様な関係で前年より 150 万円の増額で、300 万円を計上してございます。

第二款 大会運営費は 296 万円余、第一項 会場借上費は、これが大部分ですが、メイン会場であるパシフィコ横浜への会場借上費の一部、約 10%を事前に支払うことになっているために計上したものでございます。第二項から第十二項 雑費までのものは名目上の計上でございます。第三項 事後処理費も名目上の計上で、実際には大会のあとに使われる費用ですから名目上の計上でございます。第四款 租税公課は 10 万円で、一応消費税を積算して出しており、前年と同様でございます。第五款 予備費は総額の 8%を積算し、323 万円余でございます。

以上、支出の合計は 4360 万 6000 円で、前年に比べ 2903 万円余の増額予算を計上しています。以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。これも同様に新公益法人会計で、先ほどの説明のような関係になってまいりますので、お目通しいただき、ご理解のほどお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤公一君） ありがとうございます。それでは第 5 号議案、平成 19 年度第 21 回日本歯科医学会学術大会会計収支予算についてのご質問をお受けいたします。ご質問のある方は挙手願います。ございませんか。なければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤公一君） 異議がないようですので、採決いたします。第 5 号議案、平成 19 年度第 21 回日本歯科医学会学術大会会計収支予算について、ご賛成の方は挙手

願います。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤公一君) ありがとうございます。賛成多数。よって第5号議案、平成19年度第21回日本歯科医学会学術大会会計収支予算については可決確定しました。

○高木常任理事 第5号議案を可決いただき、ありがとうございます。平成19年度第21回日本歯科医学会学術大会の収支予算書は今後、日本歯科医師会の常務理事会ならびに理事会、そして予算決算特別委員会の審議ならびに審査を経て、3月に開催されます代議員会において審議・可決といった手順を踏んでまいります。

したがって、その審議過程の中で、どうしても微調整をする部分が出てくるとお思いますので、この微調整の必要が生じた場合は、学会長に一任いただきますことをここでお願い申し上げたいと思いますが、よろしくお諮りくださいますようお願いいたします。

○議長(伊藤公一君) どうもありがとうございます。ただいま高木常任理事から、先ほどの第4号議案と同様に第5号議案についても、同様の取扱いをしていただきたいというご報告がありましたが、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤公一君) どうもありがとうございます。

○高木常任理事 重ねてお願いでございます。いま新旧対照としたかたちで予算書の承認を賜りました。日本歯科医師会の代議員会のほうには新会計基準に従いました新しいかたちでの書類を提出して、そちらを正本として審議いただくかたちになります。したがって今後、この19年度の予算の執行に関しまして、現況説明あるいは決算に関しては新しい会計基準に則ったかたちで行われることを併せてここでご承認賜りたいと思います。以上でございます。

○議長(伊藤公一君) ただいまの説明に対してご承認いただくということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤公一君) ありがとうございます。それではこれもちまして、すべての議事は終了いたしました。

## ○協 議

○議長(伊藤公一君) 引き続きまして日程9. 協議に入ります。学会会務運営について、執行部よりご提案、ご説明願います。

○住友総務理事 平成19年度の日本歯科医学会の事業計画、特に重点計画を今後、充実していくといたしますか、これをやり遂げていくためには、学会執行部と各分科会、今後は専門分科会、認定分科会も含めることになるかと思いますが、連携を密にして

いくために個別会議を行っていききたいという提案でございます。ご協議いただきたいと思ひます。

○議長（伊藤公一君） ただいまの執行部提案に対し、まずご質問をお受けいたします。ご質問のある方は挙手願ひます。よろしいですか。

○住友総務理事 各分科会の執行部の方々と、われわれ日本歯科医学会の執行部と綿密にいろいろな情報交換をやっていききたい。まだ具体的なことは決まっていますが、今後、その計画を進めさせていただきたいということでございます。詳細につきましてはお認めいただきましたら、またこの計画を進めていききたいと思ひております。

○議長（伊藤公一君） ありがとうございます。それではその他ですが、こちらで用意したものはないのですが、評議員の先生方からのご提案やご意見等がありましたらお伺ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

それではご提案がないようですので、これをもって協議を終了いたします。以上をもちまして、第77回評議員会の全日程の審議はすべて終了いたしました。会議の議事運営には、皆様のご協力を賜り、円滑なる議事の進行が図れましたことを深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

## ○閉会の辞

○議長（伊藤公一君） それでは閉会の辞を井出副会長、お願いいたします。

○井出副会長 長時間にわたりまして先生方、ご審議ありがとうございます。また伊藤議長、大浦副議長、ありがとうございます。本日は規則の一部改正、次年度の計画予算等をご承認いただき誠にありがとうございます。執行部も2年目に入ります。最終的には国民の歯科医療発展のために尽くさなければいけないわけですが、評議員の先生方のご協力をよろしく願ひして、閉会のご挨拶をさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

——午後5時18分閉会——

第77回評議員会

議事録署名人 小 谷 順 一 郎 ㊟

同 志 賀 正 三 ㊟